

大阪大学法学部同窓会 青雲会 懸賞論文

《論文テーマ》

国家の一方的行為

— 「一方的宣言に関する指針」と一方的約束 —

大阪大学法学部国際公共政策学科 4年

小寺彩香

国家の一方的行為

—「一方的宣言に関する指針」と一方的約束—

法学部国際公共政策学科 4年 小寺彩香

目次

- I. はじめに
- II. 一方的行為の種類と特質
 - 1. 「国家義務を宣言する」行為 / 2. 「国家権利を主張する」行為
- III. 一方的宣言の機能—「一方的宣言に関する指針」
 - 1. 主体・客体・表明手段 / 2. 法的効果を有するための条件 / 3. 法的効果
- IV. 一方的約束の機能—「一方的宣言に関する指針」の評価
- V. 結び

I. はじめに

一方的行為 (unilateral acts) とは、ある国際法主体が他の国際法主体に対して相手の合意なしに一方的に行う行為を指す¹。国際法の規則は、通常、条約の締結や慣習国際法の成立により生成されるが²、一方で、中央集権的な立法機関を欠く国際社会では、新たに生じた国際関係に対応するための法規則を欠くことも多い³。特に現代国際社会においては、二国間・多国間合意が各分野において網の目のように張り巡らされる一方で、相互依存関係の緊密化・複雑化や科学技術の発達により、合意の射程範囲外の新たな諸問題が続出している⁴。一方的行為は、かかる法と事実の間隙を埋めることで、国際社会の共通利益保護のため一定の役割を果たしている。

このような国際社会の現状に鑑み、国連国際法委員会 (International Law Commission、

¹ 村上太郎「国際法秩序における一方的約束の意義」『一橋研究』第20巻第1号(1995年)、31頁。なお本稿では、「一方的行為」という語を自律的行為(法的効果が既存の国際規範によって決定されているのではなく、自国の意思によって決定される一方的行為)と非自律的行為(法的効果が既存の国際規範によって決定されている行為)の双方を含む概念として用いている。これに対し、「一方的行為」という語を非自律的行為のみを指し示す概念として用いる立場もある。(山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」『上智法学論集』第33巻第2・3号(1990年)、51頁。村瀬信也「国家管轄権の一方的行使と対抗力」村瀬信也=奥脇直也(編)『国家管轄権—国際法と国内法〔山本草二先生古希記念〕』(勁草書房、1988年)、63頁。)他方、このように非自律的行為に限定することは、多種多様な国家の一方的な行為に対する事実と法的効果への認識を誤らせる可能性も指摘されている。(Brownlie, Ian. 2008. *Principles of Public International Law*, Revised 7th ed., New York: Oxford University Press, pp.640-642.)

² 村上、前掲注(1)。

³ 竹内真理「国際法における一方的行為の法的評価の再検討(一)—海洋法における沿岸国管轄権の「拡大」実行を素材として—」『法學論叢』第150巻第6号(2002年)、65-66頁。

⁴ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価(三・完)」『国家学会雑誌』第111巻第1・2号(1998年)、53頁。

以下ILCとする。)は、一方的行為について国際法の観点から検討を与えることが望ましくかつ実行可能であると認定し⁵、1996年より国家の一方的行為 (unilateral acts of states) に関する法典化と国際法の漸進的発達のための作業を開始した⁶。その成果として、2006年には、「一方的宣言に関する指針 (Guiding Principles applicable to unilateral declarations of States capable of creating legal obligations)」(以下、「指針」とする。)を採択した⁷。

本稿では、「指針」が対象とする一方的宣言の内、一方的約束に焦点を当て、その法的効果を決定する国際規範が存在しない状況下での一方的約束の機能について、「指針」を手がかりとして検討する。一方的約束とは、自国が今後ある義務を負うことを認める趣旨の意思表示である⁸。

政治は言葉と行為によって営まれ⁹、人は、言葉によって他者を支配し、自らの言葉を正当化されると言われる¹⁰。実際に、国家は国際関係の様々な場面において言葉を発している。その少なからざるものは一方的行為としてなされるものであるにもかかわらず、これまで国際法学上では、条約や慣習国際法に比べ、一方的行為の性質やその効果については十分な関心が払われてきたとは言い難い¹¹。他方、一方的行為の重要性が増加する現状に鑑みると、国際関係の信頼性・予測可能性・安定性の確保のためにも、その検討は重要かつ有益であると考えられる。なお、対象を一方的約束に限定したのは、諸々の一方的行為の中でも、当該類型の行為は、法の欠缺を補充し新たな法規範を創設する役割の多くを担っていると

⁵ ILCは、以下の三点から一方的行為についての検討が望ましくかつ実行可能である (advisable and feasible) とした。(a) 国際平面において国家は法的効果を生む意図を有した一方的行為を頻繁に成しており、国際社会における急速な政治的・経済的・技術的変化や国家意思の表明・伝達手段の大きな発達によって、一方的行為の重要性は増す一方である。(b) 一方的な法律行為に関する国家実行は、多数の形式・状況で表明され、多数の法律書で研究対象とされ、ICJやその他の国際法廷の判決において触れられてきており、委員会にとって、分析し体系化するための十分な資料が存在する。(c) 法的安定性の確保、国際関係の信頼性・予測可能性・安定性の確保、その結果としての法の支配の強化のために、適用可能な法に照らして、一方的行為の機能と法的効果の類型化の努力が成されなければならない。(Year book of the International Law Commission, 1997, vol. II (Part Two), para.196, A/CN.4/SER.A/1997/Add.1 (Part 2).)

⁶ Year book of the International Law Commission, 1996, vol. II (Part Two), para.245 and annex II, addendum 3, A/CN.4/SER.A/1996/Add.1 (Part 2).

⁷ A/61/10 なお日本語訳は、奥脇直也(編)『国際条約集』(有斐閣、2011年)による。

⁸ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価(二)」『国家学会雑誌』第106巻第3・4号(1993年)、89頁。

⁹ ハンナ・アレント(原著)志水速雄(翻訳)『人間の条件』(筑摩書房、1994年)、319頁。

¹⁰ 中村耕一郎『国際「合意」論序説—法的拘束力を有しない国際「合意」について』(東信堂、2002年)、7頁。

¹¹ 従来の国際法学においては、主たる関心が条約及び慣習という「合意」に置かれ、「合意は拘束する」「合意によりルールがつくられる」という基本的考え方がとられていたのに対し、一方的行為は主に個別ケースにおいて問題となるにすぎなかった。(中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価(一)」『国家学会雑誌』第105巻第1・2号(1992年)、1-2頁。)

考えたからである。

最後に、本稿の構成を以下に示す。まず、第II章では、一方的行為全般についてその類型と特質について概観する。ここでは、一方的行為に含まれる行為は多種多様であるため、類型化と具体的な行為についての検討を通じて、本稿の対象である一方的約束がいかなるものであるかを明確にすることを目指す。次に、第III章では「指針」の内容に沿い一方的宣言の機能について検討する。「指針」の対象とされた一方的宣言は、本稿の対象である一方的約束を含むより広い概念であるが、ここでは、次章の前提として、この一方的宣言の機能を明らかにしたい。さらに、第IV章において、前章の議論を踏まえ、国際規範が存在しない状況下での一方的約束の機能について検討した上で、最後に、第V章をもって全体の結びとしたい。

II. 一方的行為の類型と特質

国家の一方的行為は、一方的な国家の意思表示に基づくという点で、合意を基礎とする複数の国際法主体間の共同の意思表示である条約行為とは性質を異にする¹²。一方的行為の分類基準や名称については学説上統一されていない部分も多いが¹³、以下では、(1) 国家義務を宣言する」行為 (acts whereby the State undertakes obligations) と (2) 国家権利を主張する」行為 (acts whereby the State reaffirms a right) に分類し、具体的な一方的行為の性質や効果を検討する¹⁴。なお、「指針」が対象としている一方的宣言は (1) 国家義務を宣言する」行為である¹⁵。

なお、本稿の範囲画定のため、以下の二点を予め明らかにしておく。第一に、行為主体について、本稿では国家の一方的行為のみを扱う。この他には、国際機構や複数の国による一方的行為が存在するが、これらは、対内的には（つまり国際組織の内部もしくは当該行為を行った国家間では）当該行為を行うことへの合意が成立しているのに対し、対外的には（つまり国際組織もしくは複数国と他の国際法主体との関係としてとらえる場合には）一方的行為として作用するという特徴を持つ¹⁶。この対外的側面に関する限りでは、国家の一方的行為に関する国際ルールが妥当すると考えられる¹⁷。第二に、国家の一方的行為の中には、条約法条約や国家責任などの特定の国際法レジームにおいて既に効果が定まっ

¹² 趙英軍「一方的措置の法的効果に関する一考察—国際慣習法の形成プロセスにおける一方的措置—」『東北法学』第26巻（2005年）、214-215頁。

¹³ 同上。なお、ILCにおいても、一方的行為の分類について詳細に検討されている。（*Fourth report on unilateral acts of States By Victor Rodríguez Cedeño, Special Rapporteur*, pp.10-22, U.N. Doc. A/CN.4/519 (2001).）

¹⁴ ILCは、義務の形成と権利の確認との基準から一方的行為の類型化が可能であるとした。（*Fourth report, supra note 13, at 22 para.97.*）

¹⁵ *Ibid.*

¹⁶ 中谷、前掲注（11）、4-5頁。なお、国際組織の一方的行為については、村瀬信也「国際組織の一方的措置と対抗力—国連憲章第7章の下における軍事的措置の容認をめぐる—」『上智法学論集』第42巻1号（1988年）が詳しい。

¹⁷ 同上。

ているものがあるが、これらは本稿の対象としない¹⁸。例えば、加入、批准、留保、解釈宣言などは条約法条約レジームの中で規律されているものであるし、名誉棄損や陳謝などは国家責任レジームの中で各々違法行為責任や事後救済の問題として扱われるものである¹⁹。

また、(1) (2) のいずれにも属さない一方的行為として通告 (**notification**) を分類する立場もある。通告とは、法的効果と関連性を持ちうる事実、事態、措置を第三国に知らせるため、公式に伝える行為である²⁰。通告の多くは他の一方的行為の「伝達手段」としての性格を持つが、一方で、確立された事実・状況や自国の権利・権原確認のための「確認の伝達」に該当する場合も存在する²¹。後者は、当該通告により名宛国に通告内容の不知を主張できなくさせる効果を有する²²。

II-1. 「国家義務を宣言する」行為

「国家義務を宣言する」行為には、承認、放棄、一方的約束が含まれる²³。

まず、承認 (**recognition**) とは他国の言動に対する肯定的な意思表示であり²⁴、一方的行為としての承認は国家承認や政府承認の問題に限定されない²⁵。法的効果として、承認された行為・状況は承認国に対して対抗力を有することとなる²⁶。

次に、放棄 (**waiver, renunciation**) とは、自国が有してきた権利・権原を今後手放すという意味表明であり、遺棄的放棄 (放棄された権利・権限の行方について言及しないもの) と移転的放棄 (放棄された権利の、特定の他の法主体への移転をも含意するもの) に区別される²⁷。法的効果として、放棄国は、放棄した自国の権利・権原をもはや自国のものとして援用することができなくなる²⁸。

最後に、一方的約束 (**unilateral promise**) は、自国が今後ある義務を負うことを認める趣旨の意思表示である²⁹。一方的約束には、1933年の常設国際司法裁判所 (**Permanent Court of International Justice**、以下PCIJとする。) における東部グリーンランド事件のイーレン宣言に代表される「他国によってなされた提案に対する受諾をなす」一方的約束と、1974年の国際司法裁判所 (**International Court of Justice**、以下ICJとする。) における核

¹⁸ 中谷、前掲注 (11)、4-6 頁。

¹⁹ 同上。

²⁰ 山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」『上智法学論集』第 33 巻第 2・3 号 (1990 年)、52 頁。

²¹ 中谷、前掲注 (8)、70 頁。

²² 中谷、前掲注 (8)、77 頁。

²³ 趙、前掲注 (12)、217 頁。

²⁴ 中谷、前掲注 (8)、41 頁。

²⁵ 中谷、前掲注 (8)、42 頁。

²⁶ 中谷、前掲注 (8)、45 頁。

²⁷ 中谷、前掲注 (4)、15-16 頁。

²⁸ 中谷、前掲注 (4)、20 頁。

²⁹ 中谷、前掲注 (8)、89 頁。

実験事件のフランス政府高官の意思表示に代表される「純粋な」一方的約束に区別される³⁰。前者が実質的な合意に拘束性の根拠を有するとされるのに対し³¹、後者は信義誠実（good faith）原則に拘束性の基礎を置く³²。以降、一方的約束と記すときは、「純粋な」一方的約束のみを指すこととする。

II-2. 「国家権利を主張する」行為

他律的規範設定行為には、抗議、一方的国内措置が含まれる³³。

まず、抗議（protest、protestation）は、他国の言動に対する否定的な意思表示である³⁴。抗議の原因となる他国の言動は、国際違法行為には限定されず、抗議国に対する非友好的な言動や抗議国にとって不快な言動も含まれる³⁵。抗議は、原因行為への非難に留まらず、原因行為の対抗力を否認するという効果を有する³⁶。

次に、一方的国内措置（unilateral measures）とは、国内法制上の起源を持つ法規範ではあるが、第三国に対しその遵守を強制し国際的な効果を設定しようとするもので、現行国際法の枠外で取られる措置である³⁷。代表的な例としては、1951年のICJにおけるノルウェー漁業事件の直線基線方式による領海画定措置や、1974年のICJにおける漁業管轄事件でのアイスランドの漁業水域設定行為が挙げられる³⁸。このような一方的国内措置は、既存の国際法から逸脱するものであるにも関わらず、一定の要件を満たすとき他国に対し対抗力を有し、単なる個別の事実関係に留まらず、一般国際法化への推進をはかる³⁹。その要件とは、国際共同体の一般利益との合致、国際合意の形成を待てない緊急性の存在、

³⁰ 中谷、前掲注（8）、89-95頁。

³¹ 山本、前掲注（20）、59頁。

³² 実際に、核実験事件においてICJは「公けになされ、かつ拘束される意図を有する一方的約束は拘束的である」とし、フランスの一方的約束の拘束性を認めた。その根拠として、「淵源の如何を問わず、法的義務の創造と履行を規律する基本原則の一つは、信義誠実原則である。信用と信頼は国際協力に固有のものであり、特に多くの分野におけるこの協力が益々不可欠になっている時代においてはそうである。まさに条約法における『合意は守られなければならない』というルール自体が信義誠実に基礎を置いているのと同様、一方的宣言によって負うこととなる国際義務の拘束的性質もそれに基礎を置いている。かくして、関係諸国は一方的宣言を了知し、それに信頼を置き、創造された義務が尊重されるよう要求することができるのである」と述べた。（中谷、前掲注（8）、94-97頁。）

³³ 趙、前掲注（12）、226-230頁。

³⁴ 中谷、前掲注（4）、26頁。

³⁵ 同上。

³⁶ 中谷、前掲注（4）、29-36頁。

³⁷ 山本、前掲注（20）、83頁。

³⁸ この他の例として、1945年の米国トルーマン宣言、1957年のエジプトのスエズ運河に対する自由航行の宣言、1970年のカナダの北極海汚染防止法、1971年のイギリスの航行可能な水域における油濁法、アメリカの連邦水域汚染管理法1972年修正、1974年の米国通商法301条、1994年のカナダの沿岸漁業保護法がある。

³⁹ 山本、前掲注（20）、78頁。

実定法規創設の意思、及び措置の実効性である⁴⁰。

III. 一方的宣言の機能—「一方的宣言に関する指針」

本章では、「指針」において示された一方的宣言の機能について検討する。

「指針」は、前文において、対象とする一方的宣言を「狭義の一方的行為、つまり国際法上義務を生じさせる意図をもって国により表明される公式の宣言の形式をとる一方的行為」としている。ここでいう一方的宣言⁴¹には、一方的約束、放棄、承認が基本的に含まれうると解される⁴²。なお、「指針」では、自律的行為（法的効果が既存の国際規範によって決定されているのではなく、自国の意思によって決定される一方的行為）のみを対象とするのか、非自律的行為（法的効果が既存の国際規範によって決定されている行為）も対象とするのかについては、明確にされていない⁴³。

以下、「指針」の内容に沿い、(1) 主体・客体・表明手段、(2) 内容およびその他の要件、(3) 法的効果の順に一方的宣言の機能を検討する。

III-1. 主体・客体・表明手段

「指針」は、一方的宣言が法的効果を有するための、主体（指針 2・4）、客体（指針 6）、表明手段（指針 5）の条件について規定している。

まず、主体について、一方的宣言を通じて法的義務を負うことができる主体は国家に限定される。また、いかなる場合に国家の行為と認められるかについて、一方的宣言を行う機能を付与された機関によって成される場合は国家の行為と認められ、具体的には国家元首、政府の長、外務大臣および特定分野において国を代表する者⁴⁴が当該機関に該当する。

次に、客体について、一方的宣言は、国際共同体、一国もしくは複数国、または国以外の実体に対して行うことができ、これには国際社会全体に宛てられた対世的宣言も含まれる⁴⁵。なお、一方的宣言の客体となる主体の受諾の有無や信頼要件についてはIII-2.において述べる。

最後に、表明手段について、口頭または書面による表明が認められている⁴⁶。一方的宣

⁴⁰ 村上太郎「「他者規律的」一方的行為の国際法上の対抗力」『一橋論叢』第124巻第1号（2000年）、110-112頁。

⁴¹ 一方的宣言という用語はきわめて包括的なものであり、宣言の形をとって成されるあらゆる一方的な意思表示が含まれうる。よって、法的検討に際しては、IIに示すような類型毎に分けて考える方が適当である。同様の指摘をしているものとして、中谷、前掲注（11）、12頁。

⁴² 中谷和弘「国家の一方的宣言」村瀬信也=鶴岡公二（編）『変革期の国際法委員会 山田中正大使傘寿記念』（信山社、2011年）、413頁。

⁴³ 中谷、前掲注（42）、414頁。

⁴⁴ 指針4は、特定分野において国を代表する者については、自らの権限に属する分野に限り、国を拘束する一方的宣言をなしうるとする。

⁴⁵ *Guiding Principles applicable to unilateral declarations of States capable of creating legal obligations with commentaries*, pp.376-377, U.N. Doc. A/61/10 (2006).

⁴⁶ これに対し、1969年に採択された条約法に関するウィーン条約（以下、条約法条約とする。）第2条1項（a）は、その対象を文書の形式により締結されたものに限定している。

言の形式がその有効性や法的効果に影響を与えないことは、ICJにおける 1961 年のプレア・ビヘア寺院事件や核実験事件においても認められており⁴⁷、III-2.で述べる明確性が担保される限りで意思の表明手段は自由である⁴⁸。なお、III-2.で述べる法的効果の決定について、宣言国の意図を決定する際には、いかなる表明手段が使用されたかは考慮されうる⁴⁹。

III-2. 内容およびその他の要件

「指針」は、指針 1 において、「公表され、かつ、拘束される意図を表明する宣言は、法的義務を生ずる効果を有することがある。」とし、その拘束性の根拠を信義誠実 (good faith) 原則に求める⁵⁰。さらに、内容の明確性・特定性 (指針 7) 及び強行規範に抵触しないこと (指針 8) が必要であるとする。また、指針 3 では、その法的効果を決定する方法について規定する。

まず、内容の明確性・特定性について、一方的宣言は、明確で特定された文言で述べられる場合にのみ、宣言国に対して義務を生ずる。これは核実験事件およびICJにおける 2006 年のコンゴ領軍事活動事件において確認されている⁵¹。

次に、強行規範に抵触する一方的宣言は無効である。いかなる逸脱をも許さない規範が強行規範である以上、合意ではなく一方的約束によっても逸脱は許されない⁵²。なお、国際法上違法な内容を含む一方的宣言については、他国の同意がある場合には違法性が阻却されることになる⁵³。

⁴⁷ *Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand), Preliminary Objections*, Judgment of 26 May 1961, *I.C.J. Reports 1961*, p. 31.; *Nuclear Tests (Australia v. France; New Zealand v. France)*, *I.C.J. Reports 1974*, pp. 267-268, para. 45, and p. 473, para. 48.

⁴⁸ 中谷、前掲注 (11)、46 頁。

⁴⁹ *Eighth report on unilateral acts of States By Victor Rodríguez Cedeño, Special Rapporteur*, p.33, U.N. Doc. A/CN.4/557 (2005).

⁵⁰ 信義誠実原則が一方的約束の拘束性の基盤となる点については、核実験事件でも確認されたとおりであるが (脚注 32 参照)、この信義誠実原則の性質については議論がある。例えば、信義誠実は誠実、忠実、正直な精神といった道徳的観念にすぎず、法を創設する機能を有さないとする説が存在するように、信義誠実原則が他国の信頼保護を内容とすることについて実証的な証明はなされていない。村上太郎「国際法における一方的約束の拘束力の基礎—「信義誠実の原則」、その内容および役割」『一橋論叢』第 120 巻第 1 号 (1998 年)、46 頁。

⁵¹ *Nuclear Tests*, *supra* note 47, p.267, para.43, p.269, para.51, and p.472, para.46, p.474, para.53. ; *Armed Activities on the Territory of the Congo (New application: 2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda)*, *Jurisdiction and Admissibility*, paras.50 and 52. また、意思表示は曖昧さなくなさなければならないが、目的が明確・特定化されていれば単なる政治的願望ではなくなり、そのような場合には、必要な手段が特定されることなく法的義務が生じることとなる、との指摘も存在する。中谷、前掲注 (11)、54 頁。

⁵² 当該規定は条約法条約 53 条のアナロジーに由来する。(*Guiding Principles with commentaries*, *supra* note 45, p.378.)

⁵³ なお、この点に関して、ある一方的宣言が複数の一方的宣言が互いに両立しがたい場合や、他の条約の趣旨・目的と両立しがたい場合の処理が問題となるが、この場合、当該宣言は当然に無効となるのではなく、一方の約束が他方の約束の履行を不可能にするという意味で、国家責任の問題を生じさせうるに留まる。中谷、前掲注 (11)、55 頁。

最後に、法的効果を決定する手段については、宣言の内容、宣言がなされたすべての事実状況および宣言が引き起こした反応を考慮する必要がある。一方的約束が国際法上有効であるためには、名宛人による当該約束への同意は必要ない⁵⁴。なお、一方的宣言が受領されたと考えられる場合には、受領国は当該一方的宣言の内容を了知していないと主張することができなくなる⁵⁵。

III-3. 法的効果

III-1.及び III-2.で挙げた要件を満たす場合、一方的宣言は法的効果を有する。すなわち、宣言国には法的義務が生じ、関係国は、信頼し、その義務が尊重されることを要求する権利を有することになる（指針 1）。さらに「指針」は、有効に成立した一方的宣言について、法的効果の及ぶ範囲（指針 9）、解釈方法（指針 7）、撤回可能性（指針 10）を規定する。

まず、法的効果の及ぶ範囲について、ある国の一方的宣言からは、他の国に義務は生じない。ただし、他の国または関係国は、当該宣言を明確に受諾した範囲において当該一方的宣言との関係で義務を負うことはあり得る。国際法上、国家は他国に対して当該他国の同意なしに義務を課すことはできず⁵⁶、この原則は一方的宣言にも該当する⁵⁷。

次に、解釈方法について、一方的宣言から生ずる義務については制限的に解釈されねばならない。これは、核実験事件においても確認されている⁵⁸。その上で、解釈に際しては、宣言がなされた文脈及び状況とともに、とくに宣言の文言に最大の重点が置かれる。すなわち、ICJにおける 1998 年のスペイン・カナダ漁業管轄権事件⁵⁹判決と条約法条約第 31 条 1 項のアナロジーから、優先的に考慮されるのは一方的宣言の文言であり、追加的に、ICJ における 1986 年のブルキナファソ・マリ国境紛争事件⁶⁰と条約法条約第 31 条 2 項のアナロジーから、一方的宣言がなされたあらゆる状況が勘案される⁶¹。これは、準備作業に過度に依拠することによりそれにアクセスできない名宛人の信頼利益を損なうことを防ぐためである⁶²。

最後に、撤回可能性について、有効に成立した一方的宣言は恣意的に（*arbitrarily*）撤回

⁵⁴ 中谷、前掲注（11）、40-41 頁。

⁵⁵ 中谷、前掲注（11）、42 頁。

⁵⁶ 条約法条約第 34 条は、「条約は、第三国の義務または権利を当該第三国の同意なしに創設することはできない」と規定する。

⁵⁷ *Guiding Principles with commentaries, supra note 45, p.379.*

⁵⁸ *Nuclear Tests, supra note 47, p.267, para.44, and pp.472 and 473, para.47.*

⁵⁹ 同事件判決において ICJ は、条約法条約の諸規定は、ICJ の管轄権の一方的受諾の独自の性格と両立する限りにおいてのみ、類推的に適用されるとした。（*Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Merits, Judgment of 4 December 1998, I.C.J. Reports 1998, p. 453, para. 46.*）

⁶⁰ 同事件判決において ICJ は、一方的行為の実行者の意図を評価するためには、行為がなされたあらゆる状況を勘案しなければならないとした。（*Frontier Dispute (Burkina Faso v. Republic of Mali), I.C.J. Reports 1986, p. 574, para. 40.*）

⁶¹ *Guiding Principles with commentaries, supra note 45, p.378.*

⁶² 中谷、前掲注（42）、418 頁。

することができない。これは、核実験事件においても確認されている⁶³。さらに、撤回の恣意性の有無の判断については、(i) 撤回に関連する宣言の特定の文言、(ii) 義務の名宛人が当該義務を信頼した程度、(iii) 事情の根本的変化の程度を考慮し評価される。一般に条約でさえ一定の正当事由がある場合には終了や運用停止が可能であることとの均衡からも⁶⁴、合意の要素がない一方的約束においても、少なくとも同様の状況においては撤回が可能であると考えることが合理的である⁶⁵。

IV. 一方的約束の機能—「一方的宣言に関する指針」の評価

本章では、法的効果を決定する国際規範が存在しない状況下での一方的約束の機能を検討する。その大部分は、第III章で示した一方的宣言の機能と同様であるが、一方的約束の特殊性に鑑みて、以下の3点を、「指針」の評価として補足的に指摘する。

まず、一方的約束と法的拘束力を有しない政治的宣言をどのように区別するか、という問題である。この点につき、「指針」には両者を区別する基準は存在せず、また政治的宣言の効果について規定されていない。しかし、一方的宣言の大半は法的拘束力を有しない政治的な宣言であるという外交の現実に鑑みるのであれば、このような法的拘束力を有しない政治的な宣言の効果についても「指針」の中でなんらかの言及がなされることが望ましかったといえよう⁶⁶。なお、一方的約束と政治的宣言の区別においては、条約と非拘束的合意の関係との比較が有益であると考えられる⁶⁷。

次に、信頼要件をどのように勘案するかという問題である。これは、特に、宣言の法的効果の及ぶ範囲画定の局面、撤回可能性の局面において問題となる。具体的には、名宛国以外の国は信頼を根拠に法的義務を援用できるかという問題、一方的約束が名宛人に反射的不利益をもたらす場合には、信頼の欠如を名宛人が当該一方的約束の拘束力否認の根拠として援用できるかという問題である。

最後に、対世的な一方的約束の法的効果に関する問題である。核実験事件のフランスの宣言が対世的な一方的約束の代表例であるが、その意思表示に関しては以下の3つの場合が存在する。すなわち、当初から国際的平面で成されるもの、元々は国内的平面でなされるが公の発言のために外国に伝達されうるもの、国際的か国内的かという区別自体を無意味化するマス・メディアを通じてのものである⁶⁸。有効性の条件を満たせば、いずれの場合の一方的約束も有効に成立するが、名宛人の信頼の程度が異なると考えられる以上、法

⁶³ 同事件判決において ICJ は、フランスの宣言から生じる一方的約束は、再考の恣意的権能に黙示的に依拠したものであると解釈されてはならないとした。 *Nuclear Tests, supra note 47, p.270, para.51, and pp.475, para.53.*

⁶⁴ 条約法条約第5章第3節は条約の終了及び運用停止について規定している。

⁶⁵ 中谷、前掲注(42)、419頁。

⁶⁶ 中谷、前掲注(42)、417頁。

⁶⁷ 条約と非拘束的合意の関係を述べたものとして、中村、前掲注(10)がある。

⁶⁸ 中谷、前掲注(11)、46-51頁。

的効果まで同一に考えることは妥当ではない⁶⁹。マス・メディアの発達に伴って、国家意思の表明・伝達手段が多様化する現状に鑑みると、この点につきさらなる検討が必要であると考えられる。

V. 結び

以上、本稿では、「指針」を題材に、法的効果を決定する国際規範が存在しない状況下での一方的約束の機能を検討してきた。

ILCの検討の最終成果である「指針」は、その対象となったのは多種多様な一方的行為のうちの一方向的宣言のみであったものの、第III章の通り、一方的行為をめぐる問題について一定程度明確化することで、当該分野での国際法の法典化と漸進的発達に多少なりとも貢献したと言えよう。

しかしながら、諸国家が行う多様な解釈・適用に際して十分に有効な指針が提示されたとは言い難い。一方的行為の多様性と複雑性ゆえ統一したルールの作成が困難であるとしても、「指針」のような各種の一方的行為に共通するルールに加え、さらに各類型の一方的行為に特有のルールを検討していくことは可能であると考えられる。本稿では、このような問題意識から、「指針」の内容を踏まえ、一方的約束の機能を検討してきた。他方、一方的約束について具体的にどのようなルールが設定されるべきかにつき本稿では十分な考察を与えたとは言い難い。今後は、この点、特に一方的約束と政治的宣言の区別についてさらなる研究を進めていきたい。

ところで、ILCが一方的行為の重要性に注目する一方で、外交の現実においては、一方的約束を行う肝心の主体である大統領、首相、外相の大半が、自らの発言（一方的約束）が法的拘束力を生じうることに一般的に無自覚である⁷⁰。それゆえ、一方的約束についての法的な考察を深め政策担当者に了知させることは、「失言」ゆえに国益を損ねたり国家間関係を混乱させたりすることを予防する観点から、非常に重要である。特に、グローバルな課題への取組と国際的なルール作りへの貢献を積極的に進める日本政府においては、国家が外交政策の展開にあたってどのように言葉を用いるべきかにつき、一層の配慮が必要であると考えられる。

よって今後、一方的約束、さらには広く一方的行為全般について検討を続けることで、日本が国際社会においてより良い関係性を築くためにどのような立ち振る舞いをすべきか、考えていきたい。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 中谷、前掲注(42)、421頁。